

静岡県建設工事公募型指名競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事に係る入札制度について、建設業者の広範な入札参加機会を確保することにより入札参加意欲を尊重しかつ技術的適性を反映させる公募型指名競争入札を適正かつ円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 公募型指名競争入札（以下「公募型入札」という。）の対象となる工事は、原則として設計価格5千万円以上1億円未満のものとする。ただし、別に定めるものは対象外とすることができるものとする。

(応募資格要件)

第3条 応募することができる業者の資格要件は、指名委員会において設定するものとする。

2 指名委員会は、工事の規模、施工箇所及び内容に応じ、次の各号に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。（様式1号）

- (1) 建設業の許可の種類
- (2) 発注工種の経営事項審査の総合評定値又はランク
- (3) 本店又は営業所の所在地
- (4) 配置予定技術者
- (5) 同種工事实績
- (6) 指名停止の状況
- (7) 経営状況
- (8) 労働福祉
- (9) 障害者雇用の状況
- (10) その他必要と認められる事項

(入札の公募等)

第4条 部局長等は、工事名、工事概要、資格要件その他必要な事項の公募を担当窓口の掲示板への掲示、インターネットへの掲載等により公表して行う。

2 前項の公募の方法は、別添1（標準入札掲示例）により行うものとする。

(応募資料の提出)

第5条 公募型入札に参加を希望する者に対しては、応募資料を提出させるものとする。

2 前項の応募資料は、次のとおりとする。

- (1) 公募型指名競争入札参加申込書
- (2) 同種工事の実績を資格要件とする工事にあつては、施工実績表
- (3) 配置予定技術者届
- (4) 配置予定技術者の資格を証明するものの写
- (5) その他発注部局長及び発注機関の長が必要と認める資料

(入札参加者の指名)

第6条 指名委員会は、入札参加申込みのあった者のうち、資格要件を満たした者の中から入札参加者を選定して指名するものとする。

(非指名理由の通知等)

第7条 執行機関の長は、入札参加者として指名された者に対して、指名及び入札執行に必要な事項を通知するものとする。

2 執行機関の長は、入札参加者として決定されなかった者（以下「非指名者」という。）に対して、その旨を通知（様式第2号）するものとする。

3 非指名者は、前項の通知の日の翌日から5日以内に、非指名の理由について、執行機関の長に対して書面をもって説明を求めることができるものとする。

4 執行機関の長は、説明を求めた非指名者に対し、説明を求めた日の翌日から5日以内に、書面をもって回答するものとする。

5 非指名者が指名されなかった理由の説明を求めたことをもって、県は、不利益な取扱いをしないものとする。

(現場説明会)

第8条 必要があると認めるときには、現場説明会を行うことができるものとする。

(現行規定の効力)

第9条 この要領に特別の定めがない限り、現行の諸規定が適用される。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。